

理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 30 年 1 月 15 日発行  
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp) 担当: 頼田・神藤  
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302  
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

## 平成 30 年度税制改正大綱 Part II 所得税法等 (訂正版)

### 1. 給与所得控除等の見直し (縮小・拡充) 【所得税・地方税】

#### (1) 給与所得控除の見直し (縮小)

給与等の収入金額	給与所得控除額 (A: その収入金額)	
	平成29年～31年	平成32年以降
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超180万円以下	$A \times 40\%$	$A \times 40\% - 10$ 万円
180万円超360万円以下	$A \times 30\% + 18$ 万円	$A \times 30\% + 8$ 万円
360万円超660万円以下	$A \times 20\% + 54$ 万円	$A \times 20\% + 44$ 万円
660万円超850万円以下	$A \times 10\% + 120$ 万円	$A \times 10\% + 110$ 万円
850万円超1,000万円以下		195万円
1,000万円超	220万円	

① 控除額を一律 10 万円引き下げ。

② 給与所得控除の上限適用給与等収入金額 850 万円に、控除上限額を 195 万円に引下げ。

#### (2) 特定支出控除 (特定支出の範囲) の見直し (拡充)

- ① 職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを追加。
- ② 単身赴任者の帰宅旅費について、1 月 4 往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限を撤廃。  
⇒ 帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費及び有料道路の料金の額を追加。

#### (3) 適用開始: 平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年度分以後の個人住民税について適用。

### 2. 公的年金控除等の見直し (縮小) 【所得税・地方税】

#### (1) 改正案概要

- ① 控除額を一律 10 万円引き下げ。
- ② 公的年金等の収入金額が 1,000 万円超の場合、控除上限額を 195 万 5 千円とする。
- ③ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額に応じた控除額の引き下げ (①及び②の見直し適用後)  
1,000 万円超 2,000 万円以下の場合: 一律 10 万円の控除額引き下げ。  
2,000 万円超の場合: 一律 20 万円の控除額引き下げ。

#### ①公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000 万円以下

	公的年金等の収入金額(A)	公的年金控除額	所得金額
65歳未満	130万円以下	60万円	$A - 60$ 万円
	130万円超410万円以下	$A \times 25\% + 27.5$ 万円	$A \times 75\% - 27.5$ 万円
	410万円超770万円以下	$A \times 15\% + 68.5$ 万円	$A \times 85\% - 68.5$ 万円
	770万円超1,000万円以下	$A \times 5\% + 145.5$ 万円	$A \times 95\% - 145.5$ 万円
	1,000万円超	195.5万円	$A - 195.5$ 万円
65歳以上	330万円以下	110万円	$A - 110$ 万円
	330万円超410万円以下	$A \times 25\% + 27.5$ 万円	$A \times 75\% - 27.5$ 万円
	410万円超770万円以下	$A \times 15\% + 68.5$ 万円	$A \times 85\% - 68.5$ 万円
	770万円超1,000万円以下	$A \times 5\% + 145.5$ 万円	$A \times 95\% - 145.5$ 万円
	1,000万円超	195.5万円	$A - 195.5$ 万円

②公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円超 2,000万円以下

	公的年金等の収入金額(A)	公的年金控除額	所得金額
65歳未満	130万円以下	50万円	A-50万円
	130万円超 410万円以下	A×25%+17.5万円	A×75%-17.5万円
	410万円超 770万円以下	A×15%+58.5万円	A×85%-58.5万円
	770万円超 1,000万円以下	A×5%+135.5万円	A×95%-135.5万円
	1,000万円超	185.5万円	A-185.5万円
65歳以上	330万円以下	100万円	A-100万円
	330万円超 410万円以下	A×25%+17.5万円	A×75%-17.5万円
	410万円超 770万円以下	A×15%+58.5万円	A×85%-58.5万円
	770万円超 1,000万円以下	A×5%+135.5万円	A×95%-135.5万円
	1,000万円超	185.5万円	A-185.5万円

③公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 2,000万円超

	公的年金等の収入金額(A)	公的年金控除額	所得金額
65歳未満	130万円以下	40万円	A-40万円
	130万円超 410万円以下	A×25%+7.5万円	A×75%-7.5万円
	410万円超 770万円以下	A×15%+48.5万円	A×85%-48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	A×5%+125.5万円	A×95%-125.5万円
	1,000万円超	175.5万円	A-175.5万円
65歳以上	330万円以下	90万円	A-90万円
	330万円超 410万円以下	A×25%+7.5万円	A×75%-7.5万円
	410万円超 770万円以下	A×15%+48.5万円	A×85%-48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	A×5%+125.5万円	A×95%-125.5万円
	1,000万円超	175.5万円	A-175.5万円

(2) 適用開始：平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年度分以後の個人住民税について適用。

3. 基礎控除の見直し(拡充)【所得税・住民税】

- (1) 控除額を一律 10 万円引き上げ。  
 (2) 合計所得金額が 2,400 万円を超える個人：合計所得金額に応じて控除額が逡減  
 合計所得金額が 2,500 万円を超える個人：基礎控除の適用不可

個人の合計所得金額 (所得割の納税義務者の前年の合計所得金額)	基礎控除額	
	平成 29 年～31 年	平成 32 年以降
2,400 万円以下	一律 38 万円 (33 万円)	48 万円 (43 万円)
2,400 万円超 2,450 万円以下		32 万円 (29 万円)
2,450 万円超 2,500 万円以下		16 万円 (16 万円)
2,500 万円超		0 円 (0 円)

カッコ内の金額  
住民税基礎控除

- (3) 年末調整において基礎控除の適用を受ける場合に合計所得金額の見積額を申告する等の所要の措置を講ずる。また、前年の合計所得金額が 2,500 万円を超える所得割の納税義務者については、地方税法第 37 条及び第 314 条の 6 に規定する調整控除を適用しないこととする等の所要の措置を講ずる。

(4) 適用開始：平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年度分以後の個人住民税について適用。

4. 所得金額調整控除(拡充)【所得税】

- (1) 一定の扶養親族等を有する給与所得者(年末調整で適用可)  
 ① 要件：給与等収入が 850 万円超の居住者で、以下のいずれかに該当又は扶養をするもの。  
 (i) 特別障害者、(ii) 年齢 23 歳未満の扶養親族、(iii) 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族  
 ② 給与所得から控除される金額の計算方法：(給与等収入金額(上限 1,000 万円) - 850 万円) × 10%  
 (2) 公的年金受給がある給与所得者(確定申告不要制度について措置を講じる。)  
 ① 要件：以下 A または B があり、A、B の合計額 10 万円超の居住者であること。  
 ② 給与所得金額から控除：A(注 2) + B(注 2) - 10 万円 (注 2) 10 万円超の場合は 10 万円。  
 A「給与所得控除後の給与等の金額」：その年の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額  
 B「公的年金等に係る雑所得の金額」：公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額  
 (3) 適用開始：平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年度分以後の個人住民税について適用。

5. 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者の青色申告特別控除の見直し(縮小)【所得税】

- (1) 青色申告特別控除の控除額：55 万円(現行：65 万円)に引き下げ。  
 (2) 次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を 65 万円とする。  
 ① 電子帳簿保存、② その年分の所得税の確定申告書・貸借対照表等を、期限内に e-Tax で電子申告すること。  
 (3) 適用開始：平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年度分以後の個人住民税について適用する。

## 6. 上記1～5までの見直しに伴う所要の措置【所得税】

(1) 各種人的控除の適用を受けるための合計所得金額要件の見直し（国税・地方税共通）

項目	現行	改正
配偶者控除の適用を受けようとする配偶者	38万円以下	48万円以下
扶養控除の適用を受けようとする扶養親族	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の適用を受けようとする配偶者 （控除額の算定基礎となる配偶者の所得金額区分）	38万円超～123万円	48万円超～133万円 それぞれ10万円引き上げ
勤労学生控除の適用を受けようとする学生	65万円以下	75万円以下

(2) 各種特例の適用要件及び計算基礎金額の見直し（国税）

項目	現行	改正
源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件	85万円以下	95万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の最低保証額	65万円以下	55万円以下
非居住者の公的年金等について、分離課税の対象となる金額等の算定における控除額計算の基礎となる金額		
65歳未満の者	6万円	5万円
65歳以上の者	10万円	9万5千円

(3) 各種個人住民税の非課税措置を受けるための前年の合計所得金額要件の見直し（地方税）

項目	現行	改正
障害者、未成年者、寡婦及び寡夫	125万円以下	135万円以下

(4) 個人住民税均等割の非課税基準に10万円を加える（住民税）

35万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族）の人数+10万円+21万円(※)

(※)同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する。

(5) 個人住民税所得割の非課税基準に10万円を加える（住民税）

35万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族）の人数+10万円+32万円(※)

(※)同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する。

(6) その他所要の措置を講ずる。

(7) 適用開始：平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用する。

## 7. 森林環境税（仮称）の創設（新設）【地方税】

(1) ①納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税とする。

②税率；年額1,000円

③賦課徴収：市町村において、個人住民税と併せて行うこととする。

(2) 森林環境税（仮称）は、平成36年度から課税する。

(3) 個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関する所要の措置を講ずる。

## 8. 年金の支給を受ける権利の消滅時効が完成した場合の源泉徴収不要制度（新設）【所得税】

(1) 年金の支給を受ける権利の消滅時効が完成した場合において、当該権利の消滅時効を援用せずに支払われる年金については、源泉徴収を要しないこととする。これに伴い、公的年金等に係る確定申告不要制度における全ての公的年金等が源泉徴収されていることとの要件について、所要の整備を行う。

(2) 適用開始：平成30年4月1日以後に支払われる年金について適用

## 9. 年末調整手続き【所得税】

給与等の支払を受ける者は、所得税額の特別控除に係る年末調整の際に、書面による提出又は提示に代えて、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(1) 生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受けようとするもの

要件：給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合

対象書類：生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書

→ 対象書類に記載すべき事項が記録された情報で当該対象書類の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、当該申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができる。

(2) 住宅ローン控除の適用を受けようとするもの

① 居住年が平成30年以前である者

提出先：税務署長の承認を受けている給与等の支払者、対象書類：住宅ローン控除申告書の書面

② 居住年が平成31年以後である者

要件：住宅ローン控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合

対象書類：住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書 → (1)と同様。

(3) 適用開始：平成32年10月1日以後に提出又は交付する書類

## 10. 国民健康保険税【地方税】

	現行	改正案
基礎課税額に係る課税限度額	54万円	58万円
減額対象となる所得基準		
5割軽減対象の世帯※	27万円	27.5万円
2割軽減対象の世帯※	49万円	50万円

※ 軽減判定所得の算定において被保険者の数に  
乗すべき金額

## 11. 農林水産業にかかる消費税の簡易課税制度の事業区分の一部変更【消費税】

(1) 簡易課税制度区分変更の改正案

	現行	改正案
消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業	第3種事業 (みなし仕入率70%)	第2種事業 (みなし仕入率80%)
上記以外		現行のまま

(2) 適用開始：平成31年10月1日を含む課税期間から適用。ただし同日前の事業については適用しない。

## 12. 国税のコンビニでの納付範囲（拡充）

- (1) 自宅等において納付に必要な情報（いわゆる「QRコード」）を出力し納付可能。  
→ QRコードを印刷したものやスマートフォン画面を用いて直ちに納付が出来る。
- (2) 適用開始：平成31年1月4日以後に納付の委託を行う国税について適用